

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 4 年 1 2 月

※本資料は第 60 回審査会（令和 4 年 1 月 28 日）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 中間指針の見直し

- 専門委員による判決等の調査・分析等の最終報告や、現地視察等を通して得られた福島県の被害の実態・地域の実情を十分に反映し、「指針」の追加・見直しを適切に行うこと。（福島県原子力損害対策協議会）
- 確定判決を踏まえ、専門委員による最終報告、福島県の被害の実態や地域の実情を十分に反映し、県民に混乱や不公平が生じないよう「指針」の追加・見直しを適切に行うこと。（福島県、全国市長会）
- 旧緊急時避難準備区域における故郷喪失・変容による精神的損害について、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の時間を要し、多数の住民の帰還等に影響があったことから、新たに類型化し、指針に明記すること。（福島県原子力損害対策協議会）
- 自主的避難等による精神的損害に関して、最終報告において示された「放射線被ばくへの恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」については、県北地域、県中地域など自主的避難等対象区域のみならず、全ての県民に共通していることから、対象区域以外の損害についても、再び地域の分断を生まないよう指針の見直しに当たっては十分に配慮すること。なお、県南地域については、実際に東電が子ども・妊婦の場合に自主的避難等対象区域の半額を自主的に賠償していることに鑑み、子ども・妊婦以外の者に対しても自主的避難等対象区域に準じた措置をとること。一時避難要請区域についても、賠償の対象となることを明確にすること。（福島県原子力損害対策協議会）
- 避難指示等対象区域外被害者の精神的損害に関して、子ども・妊婦の平成 24 年 1 月以降の損害についての見直し、避難指示等対象

区域外における精神的損害についての見直し、被害者やPTSD等を調査してきた研究者へのヒアリングを行うこと。(「区域外被害者」の権利を擁護する弁護団¹⁾)

2. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

○原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても迅速かつ確実な賠償がなされるよう取り組むこと。(福島県原子力損害対策協議会)

3. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

○審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の決定による様々な状況変化を捉え、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(全国市長会)

4. 消滅時効への対応

○営業損害や風評被害を含む原子力災害に関する全ての損害について、消滅時効を援用せず、かつ、完全な賠償が果たされるよう東京力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。(全国都道府県議会議長会)

¹ 原発事故被災者支援関西弁護団、福島原発被害者支援かながわ弁護団、原発賠償京都訴訟弁護団、福島原発おかやま訴訟弁護団、原発事故被災者支援ひょうご弁護団、福島原発事故被害救済九州訴訟